

## 第4回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年10月30日(木) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1番 百々英夫

2番 小田原憲一

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）  
による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第1号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 8 議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議に  
ついて

日程第 9 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第4回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。  
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

第4回総会の開会にあたり、このように全員の出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、28日に釧路町で行われました研修会につきましても、忙しい中での出席ということで大変お疲れさまでございました。

研修会の中でも話されておりましたけれども、今後の農業改革の方向性について、農業委員会制度の見直し、農業協同組合、農業生産法人等の改革など規制改革会議で協議が進められておりますが、見える部分と見えない部分もあり、今後どのように変わっていくのかということはまだわからない状況にあります。まずは今までどおりの活動を進めていこうという思いでございますので、よろしくお願いたします。

また、昨日JAの理事会が開催され、生乳受託実績が報告されましたが、浜中は10月中旬で前年対比98.7%、管内全体は98.3%ということで、若干管内を上回っている状況でございます。酪農家戸数につきましては、9月末の管内の戸数は868戸ということで、900戸を割っている状況でございます。そのようなことから、我が町においても15,000ヘクタールの草地の有効利用を今後も進めていかなければならないと思っておりますので、その点につきましてもよろしくお願いたします。

さて、今回の総会では、報告案件を1件、協議案件を2件提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。また、総会終了後、皆様のお手元に資料が配布されていると思っておりますけれども、土地の評価基準地の見直し等について委員協議会を予定しておりますので、こちらにつきましてもお願を申し上げまして、開会のあいさつに代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞さまでございます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番白川俊明委員、6番新井委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。</p> <p>日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。</p>
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	<p>事務局より報告が終わりました。</p> <p>ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。</p>
各 委 員	(なしの声)
議 長	<p>ないようなので、これで、会務報告を終了します。</p> <p>日程第 6 報告第 1 号 農業経営基盤強化促進事業 (利用権設定等促進事業) による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第 1 号 農業経営基盤強化促進事業 (利用権設定等促進事業) による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。</p> <p>本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う調整報告 3 件ありますが、整理番号 1 は、西円朱別西 1 7 線〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇〇日付けで売買による所有権移転の申出があったもので、対象地は茶内西 1 6 線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。</p> <p>権利の設定を受ける者については、農地利用集積円滑化団体である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、〇〇月〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、双方より了承を得ることができました。</p>

次に、整理番号2は、西円朱別西19線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇〇日付けで売買による所有権移転の申出があったもので、対象地は西円朱別西21線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

権利の設定を受ける者については、西円朱別西26線〇〇番地、〇〇〇〇氏に決定し、〇〇月〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、双方より了承を得ることができました。

次に、整理番号3は、西円朱別西18線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇〇日付けで賃貸借による利用権設定の申出があったもので、対象地は西円朱別西14線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

権利の設定を受ける者については、西円朱別西17線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に決定し、〇〇月〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町の標準価格である1ヘクタールあたり上畑で2万6,000円、中畑で2万円、下畑で1万2,000円を基準として適用したほか、それぞれの土地の利用状況等を勘案し、評価の決定を行い、双方への説明により了承を得ることができました。

賃貸借期間については〇年間とし、代金の支払いは毎年〇〇月〇〇日までに本人の指定口座に振り込むことで合意し、調整を成立させております。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから報告第1号の質疑を行います。質疑に入る前に、調整に当たった農地部会の方々から補足があれば、これを受けます。

農地部会の方々、補足ありませんか。

各調整委員

(特になしの声)

議 長

特にないようなので、これから、報告第1号の質疑を行います。

ここで、整理番号1については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、私と〇番〇〇〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、退席となります。その間の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしくようお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

引き続き、会議を行います。

これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

職 務 代 理 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

職 務 代 理 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長 引き続き、報告第1号の審議を整理番号2から行います。  
整理番号2について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2から順に採決いたします。

お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は3件の作成要請であります。整理番号1は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号2は、西円朱別西19線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西26線〇〇番地、〇〇 〇氏に売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

整理番号3は、西円朱別西18線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西17線〇〇〇番地、〇〇 〇〇氏に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第1号の質疑を整理番号順に行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1から順に採決いたします。  
お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者または認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされています。

本案につきましては1件の買入協議であります。整理番号1は、西円朱別西17線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、〇月〇〇日付けで所有権移転の申出があったものであります。調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、農地利用集積円滑化団体である〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑に入りますが、本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、私と〇番〇〇〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、退席となります。その間の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしく願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

引き続き、会議を行います。

これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

9番松家委員。

松 家 委 員      今回、買入協議を行う土地の面積は、およそ〇〇ヘクタールとなっておりますが、〇〇さんは〇〇ヘクタールほどの土地を所有していたと思います。残りの土地については処分されないのでしょうか。

農 地 係 長      〇〇氏よりこのたび申出がありましたのは、所有している農地の半分ほどになりますが、残りについては本人が耕作するという事で確認を取っております。以上です。

職 務 代 理      他に質疑ありませんか。

各 委 員      (質疑なしの声)

職 務 代 理      質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員      (異議なしの声)

職 務 代 理      異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長      引き続き、会議を行います。  
日程第9 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長      次回総会日程につきましては、11月25日、火曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長      事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、11月25日、火曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員      (異議なしの声)

議 長      異議がないようなので、次回総会日程については、11月25日、火曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第4回浜中町農業委員会総会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

5番 白川 俊明

浜中町農業委員会

6番 新井 功仁恵

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第4浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	〇〇 〇〇〇	譲渡人	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		① 用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		② 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第4回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	① 用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	② 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第4回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判 断 の 理 由			適 合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	